

## 1 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 第1号議案 平成23年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）
- 第4 第2号議案 北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第5 第3号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第6 第4号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更の件
- 第7 第5号議案 高機能消防指令センター整備工事請負契約締結の件
- 第8 第6号議案 平成25年度北はりま消防組合一般会計予算
- 第9 議員提出第1号議案 管理者の専決処分事項の指定の件

## 2 会議に付した事件

議事日程どおり

## 3 出席議員（8名）

- 1番 北 詰 勝 之 君
- 2番 高 橋 佐代子 君
- 3番 長谷川 勝 己 君
- 4番 山 口 雄 三 君
- 5番 村 井 公 平 君
- 6番 森 元 清 蔵 君
- 7番 井 上 茂 和 君
- 8番 辻 誠 一 君

## 4 欠席議員（なし）

## 5 説明のため出席した理事者（20名）

管理者

加東市長 安田正義君

副管理者

西脇市長 來住壽一君

加西市市長 西村和平君

加西市市長 戸田善規君

加東市副市長 山田義人君

消防担当課長

西脇市防災対策課長 森脇達也君

加西市危機管理課長 石野隆範君

加東市参事兼防災課長 臼井敏正君

多可町生活安全課長 今中明君

消防本部

消防長 岸本耕一君

消防部長 石古覺君

警防部長 山西修君

西脇消防署長 高井明君

加西消防署長 藤原光浩君

加東消防署長 西山修一君

多可消防署長 芹生信弘君

企画財政課長 藤原正勝君

救急課長 小林浩太郎君

情報管理課長 徳岡恒夫君

企画財政課副課長 清瀬明彦君

6 出席事務局職員（3名）

総務課長 森本純生君

総務課副課長 中嶋利久君

総務課副課長 石井満君

○議長（井上茂和君） 皆さん、こんにちは。

全員おそろいですので、若干時間は早いようですが、始めさせていただきます。ただいまから第7回北はりま消防組合定例会を開会したいと思います。

それでは一言御挨拶を申し上げます。暦の上では春とはいえ、今日は少し暖かいほうなんですけど、きのう、おとといと見ますとまだまだ寒い日が続いております今日この頃でございます。ここに第7回北はりま消防組合議会定例会が招集されましたところ、議員各位には御健勝にて御参集いただきました。

本日召集されました定例会の付議事件は、補正予算、条例の一部改正2件、規約の一部変更、契約関係、新年度予算、議員提出案件といずれも大変重要な案件でございます。何とぞ議員各位におかれましては慎重に御審議の上、適切妥当な結果が得られますようお願い申し上げます。開会の御挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございます。

開会に先立ちまして管理者、安田正義君から挨拶をいただきます。

安田正義君。

○管理者（安田正義君） 失礼します。

立春から2週間余りが経過いたしまして、今はこの時期は雨水というそういう時期なのでございます。それから、この降るは雪が雨に変わるそんな時期でございまして、いよいよ春が目前かなとそんなような時期のようでございますけれども、降るといふことに言いますと、空から降るもの、先日ロシアのほうで隕石、直径が17メートル、重さ1万トン、大気圏突入前の重さでございまして、そんなものが降ってきたという、非常にこわいなという思いをしております。また秒速が18キロメートルということで、これを東京、大阪間で言いますと、五百数十キロ、30秒で移動するというそんな速さでございまして、本当にいろんなことがよく起こるものでございますし、またPM2.5というようなこんなことがずっと起こっております。微小粒子状物質、髪の毛のこの太さがPM100でございまして、その40分の1という、それほど小さい物が飛んでくるというそんな状況もございまして、いずれにしても本当にいろんなことがよく起こるものでございます。

今日は第7回の北はりま消防組合議会定例会を招集をさせていただきましたところ、議員各位おそろいで御参集賜りました。心からお礼を申し上げます。また、平素から組合の運営につきまして格別の御協力を賜っております。改めてお礼を申し上げます。

阪神淡路大震災から18年が経過いたしまして、神戸市が発表したところによりますと、人口の約4割の方々が震災の未経験者ということで、いわゆる風化と言いますか、そんなことが今懸念されておるようでございます。災害は、忘れたころにやって来るというふうにならざるを得ないと思っておりますけれども、本当に近年は突然に何が起こるか分からないという本当にそんな状況であろうと思っております。私どもとしまして、また議員さんと一緒になって市民の安全、安心の確保に誠心誠意努めていかなければならない、そんなふうな思いをしております。

こととございます。

さて、本日、私どものほうから御提案申し上げますのはただいま議長のほうからも御案内ございました平成24年度の北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）の件等々6件でございます。慎重審議賜りまして、何とぞ適切なる御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

午後3時57分 開会

### 開 会 宣 言

○議長（井上茂和君） ただいまの議員の出席数は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、第7回北はりま消防組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上茂和君） 日程第1、議席の指定を行います。

会議録署名議員は、会議規則第59条の規定により議長から指名いたします。8番、辻誠一君、1番、北詰勝之君、この両名を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

○議長（井上茂和君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

### 日程第3 第1号議案 平成24年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）

○議長（井上茂和君） 次に、日程第3 第1号議案 平成24年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

消防部長、石古覚君。

○消防部長（石古覚君） それでは、第1号議案 平成24年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、各種事業の確定に伴う年間所要額の過不足調整が主なものでありまして、歳入歳出予算のほか、地方債の補正を行おうとするものでございます。

それではお手元の補正予算書により御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,369万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億8,652万2,000円に改めようとす

るものでございます。

第2条は、地方債の変更でございます。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表、地方債補正のとおり起債対象事業費の確定に伴い、借入限度額を4億7,140万円から3億4,050万円へ変更するものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正の内容につきましては補正予算説明書により、歳出から御説明申し上げます。

補正予算説明書の11ページをごらんください。

第1款、第1項 第1目議会費、目内での補正額の増減はございませんが、節間において委託料の減額と使用料及び賃借料の追加に伴う補正がそれぞれ1万8,000円となっています。第2款、第1項総務費2,042万7,000円の増額は財政調整基金元金積立金の2,000万円が主なもので、その他として財務会計システム更新に合わせて、人事システムのデータ改修等により2,042万7,000円増額するものでございます。

第3款、第1項、第1目常備消防費1,392万2,000円の増額は昇給により給料が355万3,000円の増額、職員手当で期末、勤勉手当、休日勤務手当及び管理職手当等による821万1,000円の増額。

13ページに移りまして、第19節負担金補助及び交付金の退職手当組合負担金2,545万4,000円の追加は勸奨退職者5名分の特別負担金に伴うものでございます。その他の経費につきましては事務事業の執行見込みによる減額でございます。

14ページをごらんください。

第2目消防施設費の1億6,721万6,000円の減額につきましては消防救急デジタル無線整備事業の工事請負費、消防車両購入費の契約確定による残額及び高機能指令センターの今年度の工事期間割合が少なくなったことに伴う支払い金額の減少により、1億5,976万6,000円が減額となったことが主なものでございます。第4款、第1項、第1目公債費の償還金・利子及び割引料82万9,000円の減額は平成23年度に資金を借り入れし、各消防署に更新配備した消防車両に係る借入金の予算計上利率と実行利率の差によるものでございます。

次に歳入ですが、9ページにお戻りください。

歳入の第1款、第1項、第1目消防費市町負担金は、事業費等の確定整理に伴い5,381万4,000円の減額で、内訳といたしまして西脇市902万2,000円、加西市2,919万8,000円、加東市986万円、多可町573万4,000円を減額するものです。第2款、第1項、第1目消防手数料124万9,000円は、危険物許可申請件数増加による増額です。第8款、第1項、第1目繰越金は、平成23年度歳計剰余金が3,923万870円であったので、3,922万9,000円を増額いたしました。第9款、第2項、第1目消防費受託事業収入9万4,000円の減額は、事業確定による減

額です。

10ページをごらんください。

第9款、第3項、第1目雑入、第1節派遣職員給与費等負担金182万5,000円の減額は、消防防災航空隊派遣職員及び救急救命士養成所教官派遣職員の人件費相当額の精算による減額でございます。第2節雑入1,245万9,000円の増額は、東日本大震災に係る緊急消防援助隊の活動に対する国の補填金が主なものです。第10款、第1項、第1目消防債1億3,090万円の減額は、事業費確定により消防救急デジタル無線事業が650万円、庁舎改修事業が1,530万円、車両購入事業が670万円の減額及び高機能指令センターの事業割合で、当初3割を予定していたものが1割に変更となったことにより1億240万円減額するものでございます。なお、15ページ以降に給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照賜りたいと存じます。

以上、まことに簡単な説明となりましたが、第1号議案 平成24年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井上茂和君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

4番、山口君。

○4番（山口雄三君） ちょっとだけ教えてほしいんですけども、歳入の市町負担金、これはばらつきがあるのは、どういう意味でばらつきがあるのかちょっと教えていただきたい。市町負担金の収入の分で1款の西脇、加西、加東、多可の中でばらつきがあるように私は感じるんだけど、これは平等割りと人口割りとのお分担金でしとって、その負担金を返すという意味なのか、なんかあって、例えば加西市さんだったら2,900万円余りだし、西脇市さんだったら9,000万ぐらいで、2,000万円ほど差が出てます。その中身がどういう形でなっとるのか教えていただければありがたいなと思います。

○議長（井上茂和君） 石古君。

○消防部長（石古覚君） ただいまの御質問にお答えします。今回第2号補正で精算した事項につきましては、先ほども説明しましたように平成22年度、23年度の東日本大震災の救援派遣に伴います国からの補填金、これが一部割り戻しが入ってきております。それと、平成23年度の繰越金3,923万870円のうち積立金を除きまして1,923万870円、これもお返しするという金額になっております。内容は還付金にばらつきがあるという御質問だったと思います。それで今御説明しておりますのはこういう金額をお返しする上でなぜこういう形になったかということの説明する上で必要になってきますので、御説明しておりますけれども、いいでしょうか。それで今回、平成23年度の繰越金ですね、これもお返しする、それと平成24年度の執行残額、これもお返しするという形で最終的に精査し、各市町への還付する金額が決定したということになっております。そ

れで今回、平成24年度の執行の残額につきましては約2,200万円ほどの金額をお返しするというような形の残額が発生しております。そういうことで各市町の負担金が配分されているという形の中で組合発足から平成25年度まで持ち寄り予算という形がございまして、それぞれ予算を編成する上で各市町とのヒアリングで予算を確定したということで、各消防署での執行がそれぞれ残額がまちまちになってきているということを御理解いただきたいと思います。そういう形で各市町の予算の算定によりまして、この予算の編成を組んだときに分担金自体は各市町からの持ち寄りで現在来ております。そういう関係上で執行残が出た場合、各消防署単位でやはり分ける必要が出てくるということがございまして、それぞれ還付金額が出てきております。特に加西市さんの2,900万円という非常に多い金額は今回お返しするという形で出ておりますが、これにつきましては退職手当の特別負担金、これが早期退職者によりまして発生しております。そのうち加西市を例に取りますと2名の方が早期退職されておりますが、この負担金が1,200万円何ぼの金額がきております。この負担金は行政側の選択により一括でお返しするか、分割してその分をお返しするかという形の中で選択制を採られておるんですが、加西市さんを除きまして全て一括で払われた。加西市さんにつきましては分割で払われて、実際1,200万円のうち約1,000万円がまだ残っているという状況の中で、各市町につきましてはこの1,000万円の差が出てきているということも考えられます。そういうふうにしていろんな要素が絡んできまして、今回分担金がそれぞれの差になって出てきたということでございます。以上でございます。

○議長（井上茂和君） 理解できましたか。

山口君。

○4番（山口雄三君） 頭が働なくてわからないんやけど、私はこの北はりま消防組合の職員さんの退職勧奨ですね、北はりま消防組合でそのお金を払とんのかと思うんやけど、今の話を聞いていたら各市町によってはその払い方が違うというような意味で聞いたんやけど、その辺の給料体系は各市町の消防職員によって違うんですか。それでないと、とにかく北はりま消防組合として平等割と人口割という形の中で分担金を払って各市町はしとるんですね、これ確か、そうやったね。何事もその中の予算運用されているんやと思うんやけども、そういう勧奨退職があったり何やかんやしたら市町によってその職員さんの扱い方が違ってくる、そういうことですか。そんならこの今の消防職員さんは旧のにしたか、加東、加西によっての給与の払い方も違うのか、その職員さんは旧の市町の職員さんという形で北はりま消防職員とは違うという解釈で言えるわけでしょうか。ちょっとわからへん、教えて。

○議長（井上茂和君） その辺の本部の職員と、それから出向で来られておるとことのその辺の説明かと思うんですけど。

石古君。

○消防部長（石古覚君） 先ほども御説明しましたように平成25年度いっぱいまでは持ち寄り予算という体制をとっております。そういう関係上で人件費につきましても全て持ち寄りという形で今計算されてきております。その中で二・八という形の正規の分担金の支払いの方法は本部職員の人件費とそれと施設整備費の機械類の整備については正規どおりの分担でやりましょうという形で今来ておりますので、それ以外の人件費につきましては全て旧の形の分で、25年度はそういう形になっておりますので、今回もこういう形で退職金の特別負担金につきましてもそれぞれの計算で金額がはじき出されているという状況になっております。

○4番（山口雄三君） 25年度の予算も正しく予算を見越してあると。

○消防部長（石古覚君） そういうことです。

○議長（井上茂和君） 理解できましたか。持ち寄りの部分もあるということも含めて。

○4番（山口雄三君） わかりました。

○議長（井上茂和君） ほかにございませんか。これで質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） これで討論を打ち切ります。

これから、第1号議案 平成24年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（井上茂和君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第4 第2号議案 北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件**

○議長（井上茂和君） 次に、日程第4、第2号議案 北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

消防部長、石古覚君。

○消防部長（石古覚君） それでは、第2号議案 北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月27日に公布され、この法律により「障害者自立支援法」の一部が改正されたため、この「障害者自立支援法」の



規定を引用する「北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」を改正するものです。

その改正内容について条文に沿って御説明申し上げます。新旧対照表をごらんください。

改正内容ですが、1つは「障害者自立支援法」の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」とされたことに伴い、「北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」第10条の2第2号中の「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものです。

2つ目は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の第5条第10項が削除され、同条中第12項が第11項とされたことに伴い、「北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」第10条の2第2号中の「第5条第12項」を「第5条第11項」に改めるものでございます。

なお、この条例の施行期日ですが、一部改正された引用法律の施行日に合わせて、1つ目の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める規定は平成25年4月1日から、2つ目の「第5条第11項」に改める規定は平成26年4月1日からとしております。

以上、簡単でございますが、第2号議案 北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件についての提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井上茂和君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） これで質疑を打ち切ります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） これで討論を終わります。

これから、第2号議案 北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（井上茂和君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 第3号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正す

## る条例制定の件

○議長（井上茂和君） 次に、日程第5、第3号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。消防部長、石古君。

○消防部長（石古覚君） 第3号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。提案理由でございますが、平成24年の人事院勧告に基づく昇給昇格制度の見直しについては、昨年12月の臨時議会で条例の一部改正を行ったところですが、兵庫県人事委員会からは自宅、これは個人所有の持ち家を指します、に係る住居手当の改定が勧告され、国や構成市の西脇市においては既に廃止されており、兵庫県でも自宅に係る住居手当廃止の改正条例が昨年12月に公布され、今年の4月1日から施行されます。この勧告を受け、加東市では自宅に係る住居手当廃止の給与条例改正案を3月議会に上程を予定しており、北はりま消防組合でもこれらのことを踏まえ、管理者の属する市に準じて改正を行うとしているため、北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正し、自宅に係る住居手当を廃止するものです。

その改正内容について御説明申し上げます。改正内容は、自宅に係る住居手当を廃止するものでございます。

それでは、条文に沿って御説明申し上げます。新旧対照表をごらんください。

まず、自宅に係る住居手当の支給対象を規定した現行の第18条第1項中の「第2号」を削除するのに伴い、「第3号」を「第2号」に繰り上げ、第1号中の「第3号」にあつては繰り上げ後の第2号を引用しているので、「次号」とします。また、自宅に係る住居手当の金額を規定した同条第2項第2号を削除するのに伴い、「第3号」を「第2号」に繰り上げて、同項中の「第1号または第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員であるものについては、第1号または第2号に掲げる額及び第3号」を「当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号」に改めます。そして、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2項」とし、「第1号」を「前号」としてあります。

なお、この条例の施行期日は平成25年4月1日からとしております。

以上、簡単ではございますが、第3号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件についての提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井上茂和君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

8番、辻君。

○8番（辻誠一君） それでは条例の改正案の若干理解を深めるために何点かお伺いをしたいと思うんですけど、消防の職員にあつてはほかの一般の事務職員とはちょっと違う

規則があるのではないかなというふうに思うんです。つまり住居に関しての決まり事というのがあるのではないかなというふうに思うんですけれど、原則管内居住みたいな感じのやつ。それをこの北はりま消防本部は一体どういう形になっておるのか、構成市町が全域管内で、例えば多可消防署に勤務が決まってる人が加西と姫路の白川あたりに住んでいてもええのか、その辺の決まり事はどうなっているのかということをもまず教えていただけますか。

○議長（井上茂和君） 石古君。

○消防部長（石古覚君） 先ほどの御質問にお答えします。居住地の関係という御質問だったと思いますけども、北はりま消防組合の例規等におきましてはそういう制限は一切設けておりません。ですから、ほかの住居、居住地であっても居住は可能であるというような形になっております。

○議長（井上茂和君） 辻君。

○8番（辻誠一君） 例規集のどこをどう見てもそのことが書いてないから、どうなのかなというふうに思ったんですけれども、そうすると例えば通勤が可能で、その人に意欲があったら姫路に住んどろうが加古川に住んどろうが明石に住んどろうが、ここで消防職員をすることができるということになるのかなというふうに思うんですけれど、やっぱりそれってどうなのかなというふうに思うんです。その非番の日であってもひとたび何かがあれば緊急招集に応じられる範囲に住んでるもんやと、つい最近まで思ってきたし、それが当然だろうと思ってたんです。この北はりま消防本部になるまでは、例えばにしたか消防本部のときやったら管内に居住というのは原則やみたいなことを言うておられた消防職員の方がおったように思うんですけれど、それってどうなのかなというのが一つ。その上でこのたび改正されるのは持ち家手当ということですけども、賃貸の住宅に住んどっての場合については多い少ないという議論があったとしても、一定の手当が引き続き出されるということですからそれはそれで構わないと思うんですが、要は多可町、中区あたりだったら賃貸のアパートがありますけれど、いろんなところに、北はりま消防本部管内あっちこっちの消防署勤務になったとき、例えば何分以内に緊急召集に応じられるとか、大体こんなもんやでと言うたときに持ち家を購入するほうが効率がええわというようなケースやったらあったりするかもしれないじゃないですか。そういうことを想定したときに、そういう方針で全国の流れだからうちも削るんですと。削ってしもうてええのんかいな、どうなんかいなとちょっと若干思うんですけれど。そういう決まりもないんやったら好きにせんかいというこういうことないのと思うけど、その辺消防長、どうやろ。このことと直接関係があるかないかという若干どうかというふうに言われると何ですけど、やっぱりひとたび何かがあったときには緊急召集に応じられる範囲に住居を構えておくもんやって僕なんかはそう思うし、そうあるべきやないかと。そのことを保証するために住宅に対して一定の手当というのがあってもええんではないかと思うんですけれど、その辺いかがな

ものかと思うんですが。

○議長（井上茂和君） 岸本消防長。

○消防長（岸本耕一君） ただいまの辻議員さんの質問にお答えいたします。消防職員の住宅から勤務する署所への招集時間のことなんですけど、以前はそのように管内、各郡内とか定めておりました。ところが今は定めがありません。でもその本人に実際に災害活動するべきときにどうすべきかということ、指導しまして、管内にできるだけおるように指示しております。ですから、今のところ大体管内に住んでおります。ですから、東京とかあちのほうから採用された方も管内に住んでいるということで、一応その方はクリアしております。ですから、1時間以内には召集できる場所においてほしいということをおっしゃっております。それと住宅の件のほうはこれは定めておりません。一応人事院勧告どおりしていくことにしております。以上です。

○議長（井上茂和君） これでよろしいでしょうか。ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） これで討論を終わります。

これから、第3号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（井上茂和君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第6 第4号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更の件**

○議長（井上茂和君） 次に、日程第6、第4号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防部長、石古覚君。

○消防部長（石古覚君） 第4号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更の件につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、平成25年4月1日付で西はりま消防組合が兵庫県市町村職員退職手当組合に加入し、及び平成25年3月31日をもって宍粟環境事務組合が兵庫県市町村職員退職手当組合から脱退することに伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増減し、兵庫県市町村職員退職手当組合規約の一部変更を行うも

のでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。組合を組織する市町等から宍粟環境事務組合を削り、西はりま消防組合を加えるものでございます。なお、この規約の施行期日は、平成25年4月1日からとしております。

以上、簡単ではございますが、第4号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更の件についての提案理由とその内容の説明とさせていただきます。

○議長（井上茂和君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） これで討論を終わります。

これから、第4号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（井上茂和君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 第5号議案 高機能消防指令センター整備工事請負契約締結の件

○議長（井上茂和君） 次に、日程第7、第5号議案 高機能消防指令センター整備工事請負契約締結の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

警防部長、山西修君。

○警防部長（山西修君） それでは、第5号議案 高機能消防指令センター整備工事請負契約締結の件につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

本議案は高機能消防指令センター整備事業に係る工事請負契約の締結で、地方自治法第96条第1項第5号及び北はりま消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約となることから議会の議決を求めるものでございます。

本案の契約の目的は高機能消防指令センター整備工事でございます。契約の方法は指名競争入札。契約金額は4億5,990万円でございます。契約の相手方は大阪府中央区本町2丁目5番7号、沖電気工業株式会社関西支社でございます。支出予算科目は平成24年度北はりま消防組合一般会計予算、款消防費、項消防費、目消防施設費及び平成25年度債務負担行為でございます。

次に、第5号議案説明資料1をごらんください。

施工場所は加東市下滝野1269番地2、北はりま消防本部ほかでございます。工期は契約の日から平成26年3月31日まででございます。

続きまして、高機能消防指令センターの主な機器構成について御説明を申し上げます。

お手元資料最後のページ、高機能消防指令センター関連イメージ図をごらんいただきたいと思っております。図の中央でオレンジ色の点線で枠取られているのが御確認いただけるかと思っておりますが、この点線の枠内にあります各装置は、指令センターの指令装置内部に収容されている装置及び指令装置に接続されている周辺装置のイメージでございまして、中央下部の写真につきましては設置後のイメージ写真を掲示いたしております。

また、点線枠外の装置等につきましては指令装置に接続できる市役所または関係機関等の装置をあらわしているものでございます。

本事業は国の規格で申し上げますと、高機能消防指令センター総合整備事業のⅡ型の機器でございまして、人口規模10万人から40万人以内に対応するものでございます。高機能消防指令センターは火災、救急、救助などの119番の受信をはじめ、災害時などの消防管制機能の中心となる施設の総称でございます。

それでは、システムの主なものにつきまして、お手元の議案説明資料1のシステム機器構成一覧表で御説明を申し上げます。

1は指令装置でございます。(1)の指令台から(10)の駆け込み通報装置等で構成されておまして、119番の受付から災害地点の検索、署所に対する指令、関係機関へのワンタッチ呼び出し、庁内放送、無線による消防車や救急車との交信などを行うことができ、自動出動指定装置及び地図検索装置と連動して、指令業務を行うことができるものでございます。

次に、2の指揮台でございます。この装置は指令台と同様の機能を持つもので、指令台の指揮統制を有効に行うものでございます。

次に、3の表示盤でございます。表示盤は指令センターに設置いたしまして、指令業務に必要な車両運用状況、管内地図、気象情報及び病院情報等の支援情報、また災害件数等の情報が表示できるものでございます。

次に、5の指令電送装置でございます。この装置は指令台の出動指令操作と連動し、自動出動指定装置からの出動指令情報を、署所や消防車両へ伝送するもので、指令情報送信装置及び出力装置等で構成をされております。

次に、8の順次指令装置でございますが、これは音声合成装置と連動いたしまして、災害時等に消防職員、消防団幹部や関係機関等に電話回線を利用いたしまして、指令を送信するものでございます。

次に、10の出動車両運用管理装置でございます。これは車両側の運用端末装置から車両動態、いわゆる「出場、現場到着、放水開始など」の動態というものでございますが、

この車両動態と車両の位置情報をデジタル無線等により受信し、管理が行える管理装置でございます。車両に設置される車両運用端末装置及び車外活動時に動態設定が行える車外設定端末装置をもって構成されるものでございます。

次に、13の統合型位置情報通知システムは指令装置の地図検索装置及び自動出動指定装置と連動して運用するもので、通報者位置が確認できない場合に、消防側で119回線の情報から通報位置を短時間で特定することが可能になるものでございます。

次に、14の119番受信ファクスでございます。これにつきましては聴覚や言語の不自由な方に対する緊急通報の専用ファクスでございまして、119番専用回線を使用して、ファクスによる119番通報ができるものでございます。

次に、17の現場映像伝送装置でございますが、この装置は携帯電話、デジタルビデオカメラ及び画像伝送装置等で構成をされておまして、災害現場の映像を携帯電話等のネットワークを経由し、指令センター内の表示盤に表示するものでございます。

次に、20の消防支援システムでございます。このシステムは消防本部が管理・使用する各種データを電子化しまして、データベースとして統合・共有化を図り、現場における各支援情報として出動車両へ伝送しますとともに、各種統計事務等を一元管理するためのシステムでございます。

以上が簡単ですが、主なシステム機器の説明でございます。

続いて、契約に至ります経過につきまして、説明資料2をごらんいただきたいと思います。

入札の経過ですが、指名年月日は平成25年1月21日、入開札の年月日及び場所は2月7日、西脇消防署会議室でございます。指名業者は高機能消防指令センターⅡ型の納入可能な業者を対象に入札審査委員会で決定した9社で指名競争入札を行いまして、入札につきましては、7社が辞退し、2社の応札により、開札の結果、沖電気工業株式会社が4億3,800万円で落札したものでございます。

お手元の方に本案整備工事の参考資料として、特記使用書、基本仕様書をお配りしております。後ほど、御参照いただければと思います。

以上、まことに簡単な説明となりましたが、よろしく御審議賜りまして、原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます、第5号議案の提案説明を終わります。

○議長（井上茂和君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

8番、辻君。

○8番（辻誠一君） 何点かお伺いしたいと思います。まず一つは導入されようとしている機器の関係です。指令装置のどこにも出てきますけれども、地図検索装置というのがどういうものなのか。具体的に言うと最近夜中にうろろろすることが多いので、交通事故とか泥酔者が田んぼの溝にはまっておるとかということによく遭遇するんですけど、感心

しましたのはその場で警察なりに通報をしますと、だから通りがかりですから住所も何もわからないわけですよ、電話しますと、場所がすぐ特定をしていただいて、何やったら川の反対側ですかとか聞かれて、そうですと言ったら、ほんなら今おつてのとこやねとか言われて、どこから見とってんやろと思うたことあるんですけど、そういう地図検索装置というのは救急だったら自分の自宅からかかってくることもあるんでしょうし、火災だったら近隣からある程度特定もできるでしょうけど、それ以外のときにかかってきたときに、結局そこはどこやねんというのを特定するのに住所や何や言うとの間に、結構いらっとするでしょ、ああいうのって。もうすぐぱっとわかって、ともかくぱっと来てくれたらそれでええやないと思うながら電話しよるわけですから、そういうものなのかどうかというのが1点。

もう一つは入札の関係です。結局これは予定価格が何ぼだったのかと。今説明がなかったので聞きたいのと。今言われました高機能Ⅱ型が導入できる会社は日本に数社しかないのである程度レベルにしながらちょっとでも安くしたいな、こういうことでしょ。9社指名して7社が辞退したら、当初の目的をほんまにそれで達しておけると言えるのかと。9社しかないねやがいというこっちゃったら、しゃあないのうとこうなりますけれど、例えばこちらで選定して9社選んで、これやるから応札してねとお願いして7社が辞退しますとしたら、やっぱり9社にできるだけ近づくようにもう一回審査をし直してするのがふつうやないかと。またそうすべきだったんじゃないかと思うんですけども、その辺のことをちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（井上茂和君） 情報管理課長、徳岡君。

○情報管理課長（徳岡恒夫君） では御質問にお答えいたします。まず最初の地図検索装置に関係するところですが、これにつきましてはNTT等の電話回線を利用するものですが、そのNTTが持つ個人情報としては電話帳にも載ってます住所、電話番号というのがあります。そういうものをヒットさせまして、そして、そこから指令センターに配置してある指令台とか、また表示盤に地図が表示されておりますが、そこに反映をさせて、その位置をピンポイントで表示させるというものです。これにつきましては、一般の加入電話では自動でピンポイント表示ができるわけなんですけども、最近では携帯電話の使用が多くなってきております。携帯電話の通報がだいたい2割から3割ぐらいに達しておると思いますが、そうなってきますと携帯電話の場合にはGPSを利用して位置を特定することですので、場合によれば何キロの範囲を表示することもありますし、ピンポイントでヒットができたとしても数十メートル範囲の地点、おおよその地点ですけども、その位置が指令センター内の地図表示版の上に描かれるというものです。

それと予定価格ですけども、約5億896万円の金額でございます。

次に、今回辞退が多かったというところなんですけども、御案内のとおり今回入札では



9社のうち7社が辞退するという結果になってしまいました。この辞退内容の多くは諸般の事情により辞退するという内容で通知が来ております。この辞退理由につきまして後日数社に対してその理由を確認しましたところ、現在は全国の消防でデジタル無線の整備にあわせて消防指令センターの整備も行っているという関係から、消防全ての入札に参加することが不可能な状態であるというような回答を得ております。当組合といたしましては全業者による応札を希望していたわけなんですけども、その現状等を考慮しますと残念ながら仕方なかったのかなというような考えでおります。以上です。

○議長（井上茂和君） 辻君。

○8番（辻誠一君） もう一回お伺いしたのは一つは予定価格、要は先ほど数字が出てきました5億896万円が予定価格で、落札価格が4億3,800万円だったとこういう理解でいいわけですね。

○情報管理課長（徳岡恒夫君） そうです。

○8番（辻誠一君） それ言うたら、思いのほか安くはできましたよとこういうことなんだろうと思うんで、それ以上は聞きませんが。

もう一点、地図検索装置、今思いもせん回答があったんですけど、NTTの回線を利用してとこういうことでしたよね。ということになりますと、例えばNTTの電話帳に電話番号に載っていない我が家から電話をしたら、この装置ではヒットしないということになるかと思うんですが、実は多可町も今、全域挙げてe o光でもってケーブルテレビをやりましょうということにしていますから、多くの方が同時にe o光の電話に切りかえてるんです。結果どうかというと、NTTの電話帳から多くの世帯が抜け落ちているんです。管理者、副管理者の町長もよく御存じだと思いますけれど。ということになると、この地図検索装置が導入されて、多可町から電話を誰かが救急事態が発生しました。救急車来てほしいですと電話したときには多可町ではどこからかかってくるのか、この高い金を出してつくった地図装置に表示されへんということになるんじゃないかということと思うんですけど、その辺の確認と、それがそうだとということになるんだったら、その対策というのはぜひしておいていただかないと困るなど、本当に。これは我々のときにNTTの電話帳から漏れ落ちる、いや、本当に今多可町も電話帳を見てもろたら、随分世帯数減りますよ。なんでやねんと言うたら、NTTからe o光にかわったらNTTの電話帳には載せまへんねんこうや。e o光が別途電話帳をつくってくれるかと言うたら、それはそれをつくってくれへんからね。こんなこと言わんと何とかしてくれと何回か電話したことありますけれども、対応してくれてないんだけど、そういうとこって多可町、町あげてそういうことしていますから、かなりの数が抜け落ちてますけど、この管内だったら西脇やったり加西やったり加東やったりそうやないですか。加東市はどうか知らんけど、e o光のケーブルテレビ導入してる家だったらネットとテレビと電話で、電話の基本料金は300円なんです。それでe o光同士やったら通話料無料だったりするからね。かなり

コスト削減が図れるからというて、多くの方がそっちに行ってるというふうに思うんだけど、これがNTTの加入電話にしか対応せえへんねんということだったら、そこはちょっと一工夫がなかったら、せっかく導入したって結局地図に何も表示されへんということになりはせえへんかいなと思うんですけど、その辺どうですか。

○議長（井上茂和君） 徳岡君。

○情報管理課長（徳岡恒夫君） それではお答えいたします。先ほどは一般の電話回線と言いますのはNTTが多いということで、NTTをメインに持ってきました。説明不足というところはあったわけなんですけども、このIP電話とかe光とかそういったものにつきましてもその業者と提携いたしまして、個人情報等を得ることができます。その住所等が地図上に反映できるようになっておりますので、当然IP電話等においても地図検索装置によりそのエリアが、その現場がヒットできるというようになっております、以上です。

○議長（井上茂和君） 今のでよろしいですね。ほかにございませんか。

北詰君。

○1番（北詰勝之君） 何点かあるわけでございますけれども、入札の件に関しては辻議員と重複する部分がございますので、割愛させていただきます。私が質問いたしますのは非常に稚拙な質問になるかも知れませんが、御了承いただきたいと思えます。

西脇市の防災無線はアナログで現在運営されておるわけでございますけれども、緊急時におきまして今回の高機能消防指令センターのデジタル無線と支障なく接続することもできるのかどうか。これが1点でございます。

それとイメージ図を拝見いたしますと、消防自動車の車載情報端末とございますが、必要時において被災状況の変化や、また拡大が、ずばり移動するための消防車同士の連絡がスムーズにいくのかどうか。私も遙か昔でございますけれども消防団員で無線担当しておったことがございまして、現在も西脇市は自動車に無線機が積載されております。このたびの整備によりまして自動車同士の連絡が可能かどうか御教受いただきたいというふうに考えております。

また各分団が持っておりますサイレンです。そこらとの連動はどうなっているということをお答えいただきたいというふうに御質問いたします。

○議長（井上茂和君） 徳岡君。

○情報管理課長（徳岡恒夫君） ではお答え申し上げます。まず1点目の防災行政無線との関係なんですけれども、西脇市の防災行政無線についてはアナログ方式を採用しております。従いまして高機能指令センターを設置したとしても運用ができないという状況になります。従いまして運用しようとする場合にはデジタル用の方式のものに更新していただくか、または信号変換器等の装置がございまして、そういうふうな装置を設置して運用しなければなりません。しかしながら信号変換装置というものにつきましては現在メーカー

のほうも完成品がまだできておらず、実際には研究段階であるというようなことのようにです。従いまして、現在は各市町の防災担当者等と協議を続けているわけなんですけれども、当面の運用といたしましては高機能消防指令センターに接続しないで、指令センター内に別設置するなど、その装置だけを指令センターのほうに移設しまして、別運用を行うという計画でおります。

それと次に、無線通信の内容だったかと思いますが、これにつきましては指令センターを経由してもしなくても従来どおり各自動車同士で、車載無線同士で交信できるようになっております。

それとあと1点、サイレン吹鳴の件ですけれども、これも先ほど申しましたが、高機能消防指令センターを設置するということになりますと、現在のサイレン吹鳴装置、防災行政無線等、そういったものについては全てアナログ方式でございます。従いまして後づけということになるんですけれども、各市町のほうで何とか御努力いただきまして、デジタル用のそういった装置を、購入していただければ後づけというのが可能ですので、その後はサイレン吹鳴、防災行政無線等も指令センターのほうで行えるということになります。

○議長（井上茂和君） 北詰君。

○1番（北詰勝之君） ただいまお答えいただきまして、現在のアナログをデジタルにするのは変換器が要るということでお答えいただいたと理解しております。これに関する費用もどうなるのか。それと別途運用というお言葉も回答いただきました。目途は何年ぐらいなのか。そのときにまたどうなるのか。それと今先ほど申されました変換器が要るとか、別途運用するためのいろんな今回この工事に伴う諸費用が別途また要るのかどうか、これをまたちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（井上茂和君） 徳岡君。

○情報管理課長（徳岡恒夫君） ではお答え申し上げます。最初の開発段階であるという信号変換器等なんですけれども、これにつきましてはメーカーのほうにも確認いたしましたが、まだ金額的には全くわからないという状況でございます。

それと別途運用と言いますのは、このデジタル無線の運用開始というのが28年5月以降です。全国的に現在のアナログ無線から切りかえなければならぬという国からの指示が出ております。従いまして28年5月までに何とかそういったデジタル用の変換装置にかえていただく必要があるということでありまして、その費用についてもまだ全くメーカーのほうも提示していませんので、こちらではわかりません。

○議長（井上茂和君） ほかに。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） これで討論を終わります。

これから、第5号議案 高機能消防指令センター整備工事請負契約締結の件を採決いた

します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(井上茂和君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(井上茂和君) ここで暫時休憩いたします。

午後5時01分 休憩

---

○議長(井上茂和君) 既に会議時間5時を過ぎておりまして、会議時間についてお諮りいたします。会議規則第8条に規定されておりますとおり会議は9時から17時までとしていますが、同条第2項で「議長は必要があると認めるときは会議時間を変更することができる」とありますので、本日の定例会については時間を延長させていただくことで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上茂和君) 異議がないようですので、会議時間を延長します。

---

午後5時01分 開議

○議長(井上茂和君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

**日程第8 第6号議案平成25年度北はりま消防組合一般会計予算**

○議長(井上茂和君) 次に、日程第8、第6号議案 平成25年度北はりま消防組合一般会計予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

消防部長、石古君。

○消防部長(石古覚君) それでは、第6号議案 平成25年度北はりま消防組合一般会計予算につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

今回御提案いたしました予算につきましては、構成市町の厳しい財政状況を踏まえ事業の緊急性や重要性を十分勘案して、限られた財源の効率的な配分とより効果的な消防行政の運営を図るという観点から編成に取り組んだところでございます。主な取り組みとして、平成24年度からの継続事業である消防救急デジタル無線、高機能指令センターの整備工事、また通信指令業務運用開始に向け、24時間勤務体制の執務環境を整備するため、平成26年度までの債務負担行為による滝野庁舎改修工事費を計上させていただいております。

それではお手元の予算書と予算説明書により御説明申し上げます。

まず予算書の1ページ、議案書をお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,944万3,000円と定めるものでございます。第2項歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表

歳入歳出予算によります。これにつきましては後ほど予算説明書に基づき説明させていただきます。第2条の債務負担行為、第3条の地方債でございますが、4ページをお開きください。第2表債務負担行為は滝野庁舎改修事業について期間及び限度額を定め、債務を負担する行為ができるように定めるものでございます。第3表地方債は、消防施設整備事業の起債の限度額を8億8,210万円に定めようとするものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

第4条の一時借入金は、平成25年度中における資金不足を補い、各事業の円滑な執行を確保するため、借入限度額を1億200万円と定めるものでございます。

続きまして、歳入歳出の予算の内容について御説明申し上げます。

予算説明書の6ページの歳出から御説明申し上げます。第1款議会費は35万2,000円を、第2款総務費では282万2,000円を計上しております。第3款消防費は予算総額の58.7%を占める人件費と事業費が主なもので、28億9,230万9,000円を計上しております。第4款公債費は4,996万円を、第5款予備費は400万円を計上し、歳出合計は29億4,944万3,000円となりました。

これに対する歳入につきましては、5ページにお戻りいただき御説明申し上げます。

第1款分担金及び負担金は各事業の収入財源を差し引いた歳入不足額20億4,969万円を、第2款使用料及び手数料は198万6,000円を計上しております。第5款財産収入は財政調整基金の運用収入を存目として1,000円計上しております。第8款繰越金は10万円を計上しております。第9款諸収入は組合預金利子及び受託事業収入と雑入を合わせて1,556万6,000円を、第10款組合債は8億8,210万円を計上しております。

以上、歳入合計は29億4,944万3,000円となり、収支の均衡を図った次第であります。

それでは詳細につきまして御説明申し上げます。予算説明書の12ページ、歳出をごらんいただきたいと存じます。

第1款、第1項、第1目議会費35万2,000円は議員報酬及び議会運営に要する経費でございます。第2款、第1項、第1目総務費は委員報酬のほか、財務会計システム及び人事給与システムの管理費、例規集データベース更新等の事務管理経費など、組合全体に共通する総務経費を合わせまして282万2,000円となり、前年度と比較いたしまして177万1,000円の減額となっております。

次に、14ページをごらんいただきたいと存じます。

第3款、第1項、第1目常備消防費は19億262万6,000円で前年度と比較いたしまして、2,221万1,000円の増額となっております。これは昇給に伴う給料、職員手当、共済費を合わせた人件費の増額と、指令センター運用開始に向けた事務用備品等の購入が主な要因でございます。

続きまして、16ページをごらんいただきたいと存じます。

第2目消防施設費は9億8,968万3,000円で、前年度と比較いたしまして4億6,068万8,000円の増額となっております。増額の主な要因は継続事業でありますデジタル工事の残り70%分と指令センター工事の残り90%分が25年度で執行されるため、当該年度で工事が完成する運びとなります。また庁舎改修工事は債務負担による50%の工事費5,274万2,000円を計上しております。第4款、第1項、第1目公債費は4,996万円で、前年度と比較いたしまして4,808万9,000円の増額となっております。これは平成23年度消防更新車両5台分とデジタルの設計委託の借入分に要する元金償還が始まることから4,573万9,000円の増額となっております。また償還利子として413万4,000円、一時借入金利子として8万7,000円、合わせまして422万1,000円を計上しております。一時借り入れにつきましては借入限度額1億200万円の利子として計上しています。

18ページをお開き願います。

第5款、第1項、第1目予備費は予期せぬ支出に備え、前年と同額の400万円を計上しております。

以上が歳出予算の概要ですが、20ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、御参照賜りたいと存じます。

続きまして、歳入予算でございますが、8ページにお戻りいただきたいと存じます。

第1款、第1項、第1目消防費市町負担金は20億4,969万円で、前年度と比較いたしまして1億2,884万9,000円の増加となっております。増加の要因は消防通信・指令施設整備事業の平成25年度の工事割合分の増加と消防指令センターの運用開始に伴う庁舎改修工事費が主なものです。負担金内訳は、西脇市が4億7,582万円、加西市は6億4,394万2,000円、加東市は6億328万8,000円、多可町は3億2,664万円となっております。第2款、第1項、第1目消防手数料は危険物施設の許可申請等に係る法定手数料及び諸証明手数料で、合わせまして198万6,000円を見込んでおります。なお平成25年度国庫支出金は事業予定がございませんので、科目を廃止しております。第5款、第1項、第1目利子及び配当金は、財政調整基金利子分として1,000円を計上、第8款、第1項、第1目繰越金は10万円を計上しております。第9款、第1項、第1目組合預金利子として1,000円を、第2項、第1目消防費受託事業収入は兵庫県から管理委託を受けています多可町の高坂トンネル及び播州トンネルの非常警報装置の管理受託収入として85万8,000円を計上しております。

続きまして、10ページをごらんください

第3項、第1目雑入は兵庫県消防防災航空隊への派遣に伴う人件費相当額及び派遣助成金並びに消防学校入校個人負担金や保険事務手数料等の収入見込みを合わせまして1,470万7,000円を計上し、前年度と比較いたしまして1,053万円の減額となっております。

おります。これは救急救命士養成所への教官派遣1名分の人件費の減額等によるものでございます。第10款、第1項、第1目組合債は8億8,210万円を計上し、対前年度比4億3,240万円の増額となっており、これは歳出で御説明申し上げました消防施設費の消防施設整備事業への充当財源を計上しております。

以上、まことに簡単な説明となりましたが、第6号議案 平成25年度北はりま消防組合一般会計予算についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井上茂和君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

辻君。

○8番（辻誠一君） つまらないことを聞くようで大変恐縮ですが、17ページ、退職手当組合負担金の内訳をお知らせいただきたいと思います。先ほどの補正予算の例でいくと、退職してへん人がおってんときにその一括してここに負担するか、分割で返すかということだったというふうに思うんですけど、その内訳はこのたびはどういうことになっとなのかいうことを教えていただきたいと思います。

それからその前の15ページなんですけれど、自動車借上げ料と駐車料というのがそれぞれ22万1,000円、14万2,000円と計上されておるんですけど、これは一体何なのかだけ教えていただけますか。

○議長（井上茂和君） 石古君。

○消防部長（石古覚君） ただいまの辻議員さんの御質問にお答えします。まず1点目の退職手当組合の負担ということだったと思いますが、補正予算につきましては特別負担金ということで、償還に伴います負担金が大きく2,500万円というような形で挙がっておりますが、今回につきましては償還はまだわかりません。その関係上で予算では特別償還金という形のもの計上しておりません。ですから、通常の職員の退職負担金という形の方で計上させていただいていると、こういうような状況でございます。

○議長（井上茂和君） 企画財政課長、藤原君。

○企画財政課長（藤原正勝君） 先ほど自動車の借上げ料と駐車料についてのことで質問がありましたので、お答えします。自動車の借上げ料といいますのは西脇消防署で防火のつどいという催物を行っております。そのときにバスを借り上げて生徒らの送迎と楽器の送迎等に使用しております。それと駐車料につきましては公用車出張のときの駐車場料金を計上させていただいております。以上です。

○議長（井上茂和君） よろしいですか。

辻君。

○8番（辻誠一君） すみません、退職手当組合負担金の特別負担金ではないからという、要はこの25年度までは持ち寄り予算なんですよ。だからそれぞれの消防署の職員に係る

分でと言うて細かくしてあるのかいなとこう思たから、その内訳はどうなってんのかいなと思たんですけれど。そういう積算じゃないということですか。

○議長（井上茂和君） 暫時休憩します。

午後5時20分 休憩

---

午後5時22分 開議

○議長（井上茂和君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

石古君。

○消防部長（石古覚君） ただいまの御質問にお答えします。各署別単位の退手組合の通常負担金につきましての個別のデータは今、手持ちにはございませんが、算出方法につきましては退手組合の負担金が1,000分の22.5という率が通常決まっております、それに現在人件費、各署の人数が西脇43、加西59それと加東52、多可26という人員割合で掛け合わせたものが退職手当組合の負担金の額という形になってきます。ただ元の金額も今のところ手元にはございません。申しわけございません。後でお知らせしたいと思っております。

○議長（井上茂和君） 辻君。

○8番（辻誠一君） 要するに、25年度までは先ほど説明があったみたいに持ち寄り予算ですよということでしょうね。だから多可町はこの退手組合の負担金については26人分について積算されて、この予算に載ってる金額ですよということになっとなやと。それが26年度になると、この今言われた人数、何人になるかわかりませんが、200人ほどを人口割と均等割とでわけて、みんなに分け分けしますよということになる予定なわけやね。そういう理解でいいんですねということが一つ聞きたかったんです。それって実際にふたを開けてみたら26年度になったら、それってどうなのかなと思うんですけど、その辺の試算というのはできてるんですか。例えば今やったら多可町26人分だけこの分については負担していたり、持ち寄りやと言うんやから、そういう意味で言うたら今年のこの予算までは、この間までにしたか消防本部だったころに持ち出していた予算はそないにびっくりするほど変わっとうへんなという印象なんですけど。だから安心やと思ってたんですけれど、さっき聞いたら25年度までは持ち寄り予算ですよということなんで、26年度になって本当に二・八のルールに基づいてば一んとかけられたら、多可町は一体どのぐらい負担せんなんやろ、多なりはせんかなと何となく思うんですけど、その辺が知りたくて今お尋ねしたわけなんですけれど。その辺なんか試算とかそういうのはあるんですか。

○議長（井上茂和君） 石古君。

○消防部長（石古覚君） ただいまの御質問にお答えします。まず今御指摘のとおり25年度までにつきましては持ち寄り予算という形で、多可町を例にとりますと26人分の職



員という形のを人件費として計上していると、経常経費という形の方で計上しているという形になります。ですから、これが26年度以降にどうなるかということなのですが、26年度以降は規定どおりの均等割20%、人口割80%という形の方で歳出予算の総額に対してその各市町の負担金はその率によって案分されてくるという状況になります。ただ26年度にどうなるかという試算は今のところ出ておりません。以上でございます。

○議長（井上茂和君） それでよろしいですね。ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） これで討論を終わります。

これから、第6号議案 平成25年度北はりま消防組合一般会計予算を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（井上茂和君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議員提出第1号議案 管理者の専決処分事項の指定の件

○議長（井上茂和君） 次に、日程第9、議員提出第1号議案 管理者の専決処分事項の指定の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

1番、北詰勝之君。

○1番（北詰勝之君） それでは議員提出第1号議案、管理者の専決処分事項の指定の件につきまして、提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

本議案は地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決事項のうち議会の委任により管理者において専決処分ができる事項を定めようとするものであります。御承知のとおり地方自治法では第96条第1項において議会の議決事項が定めてありますが、そのうちの軽易な事項については行政の対応を迅速化することを目的に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、管理者の専決処分の事項として規定を行うことができます。このような趣旨を踏まえまして次の事項につきましては管理者に専決処分を委任することが適当であると考え提出する次第でございます。

それでは議案内容を御説明いたします。

まず、第1項では組合の申し立てにより発せられました支払い督促に対しまして債務者から適法な督促異議の申し出だけがあった場合に、民事訴訟法第395条の規定により当該支払い督促の申し立てのときにあったものと見なされる訴えの提起、及びこれに伴う和解に関することを専決処分事項として定め、滞納処分の強化を執行者に促すものであります。特に組合が独自に差し押さえ等の強制徴収の手続ができない債権、いわゆる私債権につきましては裁判所を介した支払い督促の手続を行うことで、滞納者に支払いを促し、ま

た強制徴収ができる権利を得ていくことが簡単かつ有効な手段であるとされております。ただこの手続の過程におきまして督促に異議を申し立てる場合が想定されまして、異議申し立てがありますと、直ちに通常の訴訟に移行しなければなりません。この場合議会の議決を得て訴えの提起を起こす必要があります、また分納の支払いを約束する滞納者との和解にも議会の議決を要するなど、事務を進める上で複雑な手続とその手続に要する時間が必要となってまいります。しかしながらこれらの手続につきましては定められた期間内に完遂する必要があることから管理者に意思決定を委任し、債権管理の推進を図っていかうとするものであります。

次に、第2項では1件100万円以下の損害賠償額の決定及びその和解について専決処分として定めるものであります。ただし自動車損害賠償保障法及び自動車損害共済、両規定の適用を受けるものにあつては、同規定による共済責任の範囲内の場合には100万円以上であっても専決処分事項として定めるもので、損害賠償事務の迅速化に資するものと考えます。交通事故では保険会社が査定の上、決定した保険金額の範囲内については賠償金が保険会社から直接被害者に支払われることから、迅速に被害者を救済することを第一義とし、相手方との和解とあわせ管理者に意思決定を委任し、早期の解決を図ろうとするものでございます。

次に、第3項では北はりま消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条による議会の議決を経て締結した建設工事の請負契約において、請負代金の増減額が200万円以下の変更契約を締結することを専決処分事項として定めるものであります。現在、1億5,000万円以上の工事が議決案件となっておりますが、工事の実施に伴いまして工事内容に変更が生じる場合があります。議決案件となる工事最低請負額の1%強に当たります200万円程度の増減は事業変化に迅速に応じるための軽微なものとして管理者に意思決定を委任しようとするものでございます。なお本条例に該当する案件につきましては地方自治法第180条第2項の規定に基づきまして議会への報告がなされることを申し添えておきます。

以上、まことに簡単ではございますが、本議案の趣旨を御理解いただき、議員各位の御賛同をお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。終わります。

○議長（井上茂和君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） これで討論を終わります。

これから、議員提出第1号議案 管理者の専決処分事項の指定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（井上茂和君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会に附議された案件は全て議了いたしました。

これをもって、第7回北はりま消防組合議会定例会を閉会いたします。

午後5時35分 閉会

挨拶

○議長（井上茂和君） それでは閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

今期定例会に附議された案件につきましては、議員各位の慎重な御審議により滞りなく議了できましたことを厚くお礼申し上げます。管理者以下、執行者におかれましては消防組織、施設の充実につながるよう一層の御精進と御尽力を賜りますことを願うものでございます。議員各位におかれましても、体調管理には十分に御留意いただき、ますます御健勝にて議会活動に御精進あらんことを期待いたしまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

管理者、挨拶をお願いします。

管理者、安田正義君。

○管理者（安田正義君） それでは、閉会に当たりまして、一言お礼の言葉を申し上げます。

ただいまは私ども提案を申し上げました6件につきましてそれぞれ原案のとおり御決定をいただきました。ありがとうございました。さらに議員提案によります管理者における専決処分事項の指定、こういったものもいただきました。適切なる運用を図っていきたいというふうに思うところでございます。

開会の御挨拶でも申し上げましたが、住民が安全で安心して暮らせるまちづくり、さらに信頼と期待に答えていかなければならない、そんなふうに思っているところでございます。議員各位の引き続きましての御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、またこれも冒頭に申し上げましたけれども、いろんな物が降ってきたり、あるいは飛んできたりということがございますが、今朝の新聞でも御承知の通りでございますけれども、南のほうからもいろんな風が吹いてくるというこんなことがございます。しかし、きょうのところは我々3市1町、さらに連携に努めまして、当組合運営等につきましても誠実に取り組んでまいりたいというふうに思っております。何とぞ御支援のほどよろしくお願い申し上げます。このあと3月になりますと、いよいよそれぞれ構成各市町におきまして定例議会も召集されるという状況であろうというふうに思います。議員各位の御自愛あつての御活躍を心から御祈念申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

ただきます。

まことにありがとうございました。

○議長（井上茂和君） 管理者の挨拶が終わりました。

これをもちまして散会いたします。

本日は御苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北はりま消防組合議会議長 井上茂和

会議録署名議員 辻誠一

会議録署名議員 北詰勝之